

i 労働問題の解決を支援します

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者の間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が三人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決をめざします。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に出向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。詳細は、ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>) をご覧ください。

☎ 北海道労働委員会 TEL 011-204-5667

! 必ずチェック 最低賃金！

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額

時間額 **835円**

効力発生年月日

平成30年10月1日

i 公証相談を無料で実施

10月1日（月）から10月7日（日）までは公証週間です。公証週間に伴い、公正証書による遺言、任意後見契約、離婚給付契約などに関する公証相談を次のとおり実施しますので、お気軽にご活用ください。

なお、相談は無料ですので、お越しの際には、事前に日時・内容などのご予約をお願いします。

1 期間 10月1日（月）から10月5日（金）

2 受付時間 午前9時30分～午後4時30分まで

3 場所 旭川公証人合同役場（旭川市6条8丁目37番22号）

公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成などを行っている、法務大臣によって任命される公務員です。

☎ 旭川公証人合同役場 TEL 0166-23-0098

i 行政の仕組み、手続きに関する困りごとはありませんか？

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関するご相談を受け付けています。「困りごとがあるけど、どこに相談していいの?」、「役場の説明や事務の取扱いに納得できない」、「制度や仕組みを教えてほしい」などと困りごとがある方は、村の特設行政相談所をご利用ください。

日時・場所

10月19日（金）

・9時～12時 トナムコミュニティセンター

・14時～17時 占冠村コミュニティプラザ

☎ 占冠村担当行政相談委員 五十嵐 正子
TEL 56-2545

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

◎10月5日（金） 13時～

◎10月15日（月） 13時～

■一般講習（1時間）

◎10月5日（金） 14時～

◎10月15日（月） 14時～

■違反講習（2時間）

◎10月10日（水） 13時～

◎10月25日（木） 13時～

占冠村の放射線量の状況（9月分）

測定日 平成30年9月10日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	9:30	曇	0.033
双民館グラウンド	9:50	曇	0.051
占冠地域交流館グラウンド	10:10	曇	0.053
占冠保育所グラウンド	9:35	曇	0.037
トナム学校グラウンド	10:50	曇	0.058
トナム保育所グラウンド	11:00	曇	0.040

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

☎ 総務課総務担当 TEL 56-2121

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま一人につき**350万円以内**を、固定金利(年1.76%(平成30年8月31日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

☎ 教育ローンコールセンター
TEL 0570-008656 (ナビダイヤル) または
(03) 5321-8656

秋の深まりと冬の訪れに備える

9月中旬頃から北海道の高い山では紅葉が始まり、10月下旬には、初霜や初氷、初雪が観測される季節となります。この季節は天気や気温などの変化が大きく、次のようなことに注意する必要があります。

- ①日中と朝晩で1日の気温差が激しいので、体調管理に注意しましょう。
- ②山々では一足先に冬が訪れます。登山をするときは防寒対策を十分に行い、悪天が予想される場合は計画を中止しましょう。
- ③上川・留萌地方では、平地の最低気温の平年値が10月下旬には既に2℃を下回るころがでてきます。峠や山間部で路面が凍って滑りやすくなるので、早めに冬タイヤに交換しましょう。

☎ 旭川气象台
TEL 0166-32-7102

後期高齢者医療制度のお知らせ

交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者(加害者)の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

第三者の行為

- 交通事故
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為 など

必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

市区町村の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、必ず市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

～申請に必要なもの～

- ・第三者行為による被害届(村の窓口にあります)
- ・被保険者証
- ・被保険者の印鑑
- ・事故証明書(後日でも可) など

☎ 福祉子育て支援課 後期高齢者医療担当
TEL 56-2125

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。

(例えば、給与収入で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)

- ※单身の方でも入居できます。
- ※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月1日(木)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当
☎ 56-2172

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	●受付期限10月15日(月)
●中央地区 3戸 ○中央団地 1LDK 1戸 3LDK 1戸 ○第2美園団地 3LDK 1戸	●トマム地区 0戸
※トマム地区の子育てや夫婦世帯向け賃貸住宅の入居者も募集しています。 3LDK 2戸	
詳しくは、村ホームページでご確認ください。	

皆様の入居をお待ちしています